

議案第 1 号

丹波篠山市地域公共交通会議 令和 5 年度予算 (案)

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	内訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3,000,000	丹波篠山市
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,500,000	令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (国土交通省)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
計			5,500,000	

歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	内訳
1 事務費	1 事務費	1 事務費	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,500,000	地域公共交通計画策定業務
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
計			5,500,000	

歳入 5,500,000

歳出 5,500,000

差引 0

※敬称略

No.	役職	所 属	委 員		選出区分
			役職	氏名	
1	会長	大谷大学	講師	野 村 実	学識者
2	副会長	丹波篠山市	副市長	堀 井 宏 之	市町村・道路管理者
3		株式会社ウイング神姫	取締役運輸部長	佐 野 卓 也	交通事業者
4		京阪京都交通株式会社	代表取締役社長	阪 本 和 宏	交通事業者
5	監査	日本交通株式会社	篠山営業所長	田 中 浩	交通事業者
6		西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）	地域共生課長	森 口 洋 平	交通事業者
7		公益社団法人兵庫県バス協会	専務理事	新屋 敷 昭 一	交通事業者
8	監査	丹波篠山市社会福祉協議会	東部地域包括支援センター係長	酒 井 裕 美	地域住民・利用者・福祉有償運送
9		丹波篠山市自治会長会	会長	山 田 俊 朗	地域住民・利用者
10		丹波篠山市老人クラブ連合会	副会長・女性部長	河 南 輝 子	地域住民・利用者
11		丹波篠山市民生児童委員協議会	会長	泉 よ り 子	地域住民・利用者
12		丹波篠山市PTA協議会	大山小・幼PTA	林 謙 一 郎	地域住民・利用者
13		国際ソロプチミストささやま	理事	上 田 照 代	地域住民・利用者
14		後川郷づくり協議会	副会長	福 本 法 子	地域住民・利用者
15		大苧地区有償運送事業運営協議会	副会長	藤 田 邦 子	地域住民・利用者
16		神戸運輸監理部兵庫陸運部	首席運輸企画専門官	田 中 康 嗣	運輸局
17		ウイング神姫労働組合	執行委員	石 田 光	運転者が組織する団体
18		日本交通三丹地区労働組合	篠山支部長	阪 下 善 博	運転者が組織する団体
19		兵庫県丹波県民局丹波土木事務所	所長補佐	畑 敏 幸	都道府県・道路管理者
20		篠山警察署交通課	課長	篠 田 敦 志	警察
21		一般社団法人丹波篠山市観光協会	事務局長	北 川 敦 雄	その他必要（観光）
22		丹波篠山市教育委員会	部長	西 羅 忠 和	その他必要（スクールバス）

その他関係者

1		兵庫県土木部交通政策課	副課長	新 田 博 史	オブザーバー
2		丹波篠山市企画総務部	部長	竹 見 聖 司	市関係部署
3		丹波篠山市保健福祉部	部長	福 西 寿 美 子	市関係部署
4		丹波篠山市まちづくり部	部長	近 成 和 彦	市関係部署
5		丹波篠山市観光交流部	部長	波 部 正 司	市関係部署

丹波篠山市地域公共交通計画策定の進捗状況の報告

1 計画策定の状況

「地域公共交通計画」を策定するにあたり、市の公共交通の状況調査や分析やそれに基づく基本方針や目標の設定の検討を行う必要があります。これらの業務については、公共交通会議（委託者）がコンサルティング会社（受託者）と委託契約を締結して実施します。

今年度末に策定を目指している「地域公共交通計画」には、この受託者による状況調査及びデータ分析の結果のほか、皆さんにお世話になっている各部会での検討内容を盛り込んでいく予定で、今後、計画の全体像をこの公共交通会議で協議していくこととなります。

【これまで開催した状況】

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 3月15日 | 地域公共交通会議（要綱改正による二法協議会化、計画策定概要説明） |
| 5月30日 | 通学・通勤部会及び観光部会 |
| 7月3日 | 地域公共交通会議、高齢者当部会 |
| 7月3日 | コンサルティング会社と契約締結（予定）以降、すみやかに業務着手 |

2 契約締結について

(1) 業務名

丹波篠山市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式（提案書（プロポーザル）を、参加を希望する複数の業者に提出してもらい、最適な提案者を選ぶ方式）

(3) 受託候補者

中央復建コンサルタンツ株式会社 神戸支社

※応募は2社

(4) 受託予定価格

5,445,000円（うち、消費税及び地方消費税 495,000円）

(5) 委託業務内容

- ①地域公共交通に関する現状整理
- ②地域公共交通を取り巻く課題
- ③地域公共交通計画の基本方針、目標・数値指標の検討
- ④目標達成に向けた施策・事業メニューの検討
- ⑤地域公共交通計画の作成
- ⑥地域公共交通会議の資料作成
- ⑦報告書の作成
- ⑧打合せ協議の実施

(6) 委託期間

令和6年3月29日まで

様式第5-2（日本産業規格A列4番）

近運交交第14号の5
令和5年5月11日

丹波篠山市地域公共交通会議
会 長 野 村 実 殿

近 畿 運 輸 局 長
（ 公 印 省 略 ）

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業）交付決定通知書

令和5年4月27日付けで申請のあった「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和5年5月11日付け国総地第22号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業
2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	10,780,000	円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	2,500,000	円		
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を掲載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第 5 - 2 別紙

令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 丹波篠山市地域公共交通会議

(単位 : 円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p>【名称】 丹波篠山市地域公共交通計画策定事業</p> <p>【内容】 ・現在の路線の利用状況調査・課題整理 ・公共交通の効率的見直し案の検討 ・地域公共交通計画(案)の作成 ・協議会開催</p>	<p>・着手予定日 交付決定日以降</p> <p>・完了予定日 令和 6 年 3 月 31 日</p>	10,780,000	2,500,000

丹波篠山市地域公共交通会議

要綱・規程集

丹波篠山市地域公共交通会議

丹波篠山市地域公共交通会議設置要綱

平成19年1月31日

要綱第4号

(目的)

第1条 丹波篠山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画及びその関連する計画（以下「公共交通計画等」という。）の策定並びにこれらの実施に関し必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の事情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画等の策定及び変更に関する事項
- (4) 公共交通計画等の実施の協議及び連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通計画等に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員29人以内で組織する。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者及びその関係団体の職員
- (5) 公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は地域公共交通利用者の代表
- (7) 神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 兵庫県丹波県民局丹波土木事務所長又はその指名する者
- (10) 兵庫県警察篠山警察署長又はその指名する者

- (11) 学識経験者
- (12) その他交通会議が必要と認める者
(委員の任期)

第5条 前条第1項第6号及び第12号に掲げる委員の任期は委嘱された日が属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(交通会議の運営)

第6条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則公開とする。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会長が認めるときは、会議を開催することなく、書面による協議を行うことができる。
- 8 交通会議の庶務は、企画総務部において処理し、庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第7条 交通会議に監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。

- 2 監事は、交通会議の会計及び出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。
- 3 監事は、会長又は副会長と兼ねることができない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成及び出納その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

丹波篠山市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、丹波篠山市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、丹波篠山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、国からの補助金、丹波篠山市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、会計年度毎に予算を調製し、交通会議に諮り承認を得なければならない。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、交通会議に諮り承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、予算の執行上必要があると認めるときは、歳出予算の流用及び予備費の充用を行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員（以下「出納員」という。）を命ずることができる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

- 2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第9条 交通会議の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(決算等)

第10条 会長は、会計年度が終了する毎に、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えるものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(契約)

第12条 交通会議で業務発注を行うにあたっては丹波篠山市の財務規則（平成11年篠山市規則第40号）に準ずるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が

別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事務費	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

丹波篠山市地域公共交通会議庶務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、丹波篠山市地域公共交通会議設置要綱第6条の規定に基づき、丹波篠山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、丹波篠山市企画総務部創造都市課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、丹波篠山市企画総務部創造都市課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集及び保存その他文書に関し必要な事項は、丹波篠山市の文書取扱規程（平成11年篠山市規程第3号）に準ずるものとする。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状・寸法、書体、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状・寸法	書体	用途	個数	管理者	
丹波篠山市地域公共交通会議会長の印	<table border="1"><tr><td>丹 波 篠 山 市 地 域 公 共 交 通 会 議 会 長 印</td></tr></table> 21mm×21mm	丹 波 篠 山 市 地 域 公 共 交 通 会 議 会 長 印	隸書	会長名をもって発する文書	1	事務局長
丹 波 篠 山 市 地 域 公 共 交 通 会 議 会 長 印						